

令和4年12月20日

お客さま各位

西中国信用金庫

信金ギャランティ株式会社保証付
カードローン契約規定等の改定について

平素より 西中国信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当金庫では、令和5年1月4日（水）より信金ギャランティ株式会社保証付カードローンの契約規定等を改定いたします。
なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1、改定日

令和5年1月4日（水）

2、改定を伴う契約規定等

- (1) カードローン契約規定【新旧対照表①】
- (2) 利用申込書兼カードローン契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書【新旧対照表②】
- (3) 保証委託約款（カードローン）【新旧対照表③】

3、主な改定事項

- (1) 新規貸越期限の変更
- (2) 新規貸越停止条件の変更
- (3) 期限の利益喪失条件の変更

以上

カードローン契約規定 新旧対照表①

※改正箇所…太字下線で表示。

改正前	改正後
<p>(前文) 私は、信金ギャランティ株式会社の保証により、以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。なお、借入諸条件については本申込書、カードローン契約規定およびローンカード規定の各条項に、保証条件については保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を履行します。</p> <p>カードローン契約規定 第1条（取引方法）（略）</p> <p>(新規貸越期限) 第2条（略） 2.（略） 3. 新規貸越期限は、借主の満66歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。</p> <p>第3条（略）</p> <p>(新規貸越の停止) 第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。 ② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。 ③ 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。 <u>(追加)</u></p> <p>第5条（貸越金利息・損害金）～ 第9条（諸費用の自動支払）（略）</p> <p>(期限前の全額返済義務) 第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。 ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。 ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。 ⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明</p>	<p>(前文) (同左)</p> <p>カードローン契約規定 第1条（取引方法）（同左）</p> <p>(新規貸越期限) 第2条（同左） 2.（同左） 3. 新規貸越期限は、借主の満70歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。</p> <p>第3条（同左）</p> <p>(新規貸越の停止) 第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。 ② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。 ③ 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。 <u>④ 借主が死亡したとき。</u></p> <p>第5条（貸越金利息・損害金）～ 第9条（諸費用の自動支払）（同左）</p> <p>(期限前の全額返済義務) 第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。 ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。 ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。 ⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明</p>

改正前	改正後
<p>となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p><u>⑥ 借主に相続の開始があったとき。</u></p> <p>2 . (略)</p> <p>3 . (略)</p> <p>第11条(反社会的勢力の排除) ～ 第23条(合意管轄) (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 . (同左)</p> <p>3 . (同左)</p> <p>第11条(反社会的勢力の排除) ～ 第23条(合意管轄) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

利用申込書兼カードローン契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書 新旧対照表②

※改正箇所…太字下線で表示。

改正前	改正後				
<p>顧客記入欄</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">新規貸越期限</td> <td>満 66歳 の誕生日の属する月末まで</td> </tr> </table>	新規貸越期限	満 66歳 の誕生日の属する月末まで	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">新規貸越期限</td> <td>満 70歳 の誕生日の属する月末まで</td> </tr> </table>	新規貸越期限	満 70歳 の誕生日の属する月末まで
新規貸越期限	満 66歳 の誕生日の属する月末まで				
新規貸越期限	満 70歳 の誕生日の属する月末まで				

保証委託約款(カードローン) 新旧対照表③

※改正箇所…太字下線で表示。

改正前	改正後
<p>(前文)</p> <p>私は、次の各条項を承認のうえ、表記信用金庫(以下「金庫」という)とのカードローン契約(以下「原契約」という)に基づき、私が金庫に対し負担する債務について、信金ギャランティ株式会社(以下「貴社」という)に保証を委託します。</p> <p>第1条(委託の範囲) ～ 第5条(求償権) (略)</p> <p>(求償権の事前行使)</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p><u>④ 相続の開始があったとき。</u></p> <p><u>⑤ 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</u></p> <p><u>⑥ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</u></p> <p><u>⑦ 原契約または本契約の条項に違反したとき。</u></p> <p><u>⑧ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</u></p> <p>2 . (略)</p> <p>第7条(弁済の充当順序) ～ 第14条(管轄裁判所の合意) (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(前文)</p> <p>(同左)</p> <p>第1条(委託の範囲) ～ 第5条(求償権) (同左)</p> <p>(求償権の事前行使)</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>④ 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</u></p> <p><u>⑤ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</u></p> <p><u>⑥ 原契約または本契約の条項に違反したとき。</u></p> <p><u>⑦ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</u></p> <p>2 . (同左)</p> <p>第7条(弁済の充当順序) ～ 第14条(管轄裁判所の合意) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>